

ペット飼育規約同意書

第1条（ペット飼育申請）

ペットの飼育を行う者は、管理会社にペット飼育規約同意書を提出し、許可を得ること。ペットに変動がある場合も同様とする。

第2条（遵守事項）

契約者は良識のある「しつけ」を行うとともに、次の事項を遵守する。

1. 飼育を行う場所は専有部分に限定すること。
2. 共用部分・バルコニーでのブラッシング、給餌、排泄の処置をしないことと、共用部分・バルコニーには出ないように管理すること。
3. 共用部分にペットが排泄した場合、糞便を処置し、排泄周辺を水で良く洗浄し、匂い等が残らないよう、衛生的後始末をすること。
又、敷地内及び共用部分で遊ばないこと。
4. 共用部分においては、ペットを抱きかかえること。不可能な場合には、首輪を持ち、契約者の体に密着させること。
5. ペットの無駄吠え等・歩行に際して出る騒音、糞尿による悪臭により、万一近隣より苦情が出た場合、管理会社の指導に従い改善すること。
6. 犬の習慣を理解し、運動不足による無駄吠え等に十分留意し、鳴き声が喧騒なペットは管理会社の判断により、去勢、不妊手術、声帯手術の指示に従うこと。
7. 1日以上不在又は外泊する場合、ペットを同行又は第3者に預ける等手段を講ずること。
8. 悪臭防止に留意し、室内での排泄の処理には十分留意すること。
又、排泄時に使用するトイレ用の消耗品等は、水洗トイレや下水に流さず、廃棄物として処理すること。
9. 不慮の事故防止のため、入居者・来客者がペットに対して不用意な行動をとらないよう、契約者は配慮すること。又、天災・火災の非常時にはペットを保護し、近隣に危害を及ぼさないよう留意すること。
10. ペットの飼育環境は清潔を保ち、健康管理・疾病の予防、ノミ・ダニ等の害中の発生防止に留意すること。又、ペットのシャンプー、入浴等は必ず浴室を使用し、毛などによる配管の詰まり等に注意すること。
11. 狂犬病予防法第5条に定める予防注射を必ず受けること。
各種伝染病の予防ワクチン接種も必ず受けること。
12. 販売を目的としたペットの飼育は禁止とする。
13. ペットが死亡した場合、責任を持って適切な処置を行う。

（裏面につづく）

第3条（賠償責任及び解約時の原状回復工事）

1. 契約者はペットによる破損、汚損、騒音、悪臭、傷害、賠償責任等が発生した場合、理由のいかんを問わず全責任を負う。尚、近隣住民を含めた第三者との間で賠償問題等が生じた場合は当事者間で解決すること。
2. 解約時、ペット飼育に起因する悪臭・変色・破損汚損等については、契約者が全額その修理費用を負担することとする。契約者負担の原状回復工事の基本は、壁・床の仕上げ材の張り替え、畳・襖の張り替え、クリーニング、消毒及び契約者の破損汚損等に依るものとする。

第4条（飼育許可の取り消し及び賃貸借契約の解除）

契約者が本ペット飼育規約に違反した場合には、管理会社に賃貸借契約の解除を通告されても意義は無いものとして、即刻部屋を明渡すものとする。

以上の飼育規約を遵守することをお約束致します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名



※名前・生年月日が未決定の場合は決定次第ご連絡下さい。

物件名				号室			
種 名	①	牡・牝	生年月日	年	月	日	
	②	牡・牝	生年月日	年	月	日	
	③	牡・牝	生年月日	年	月	日	

貸主代理・管理人

埼玉県さいたま市南区大谷口5333

大清不動産(有)



TEL 048-875-3322

E-mail info@taisei-fudousan.com